| | |
|---|---|
| 発電用原子炉に係る安全性に関する研究の用に供される原子炉 | 次の算式により算定して得た数<br>c×d×e |
| 使用済燃料の再処理施設に係る安全性に関する研究の用に供される施設 | 次の算式により算定して得た数<br>c×d×e |
| 使用済燃料から核燃料物質その他の有用物質を分離した後に残存する放射性廃棄物の固形化に必要な技術を実証するための施設 | 次の算式により算定して得た数<br>c×d×e |
| 高速増殖炉に燃料として使用される核燃料物質の加工施設 | 次の算式により算定して得た数<br>c×d×e |
| 実験用ウラン濃縮施設 | 次の算式により算定して得た数<br>c×d×e |
| 実用ウラン濃縮施設の建設及び運転に必要な技術を実証するためのウラン濃縮施設 | 次の算式により算定して得た数<br>c×d×e |
| 深地層研究施設 | 次の算式により算定して得た数<br>c×d×e |

（備考）

一　aは、前々会計年度におけるメガワット時を単位とする当該施設において発電された電力量を表す数（ただし、前会計年度に使用が開始された場合は、前会計年度の末日における当該施設の出力（当該日において、当該施設の損傷等により一時的に出力が低下し、その出力低下について電事法第九条第一項又は第二項の規定による届出がされている場合にあっては、当該届出前の出力）をメガワットを単位として表した数に、使用が開始された日から当該日の属する会計年度の末日までの期間を日を単位として表した数、二十四及び〇・八一を乗じて得た数とする。）

二　bは、前々会計年度におけるメガワット時を単位とする当該施設の混合酸化物燃料の使用により発電された電力量（前々会計年度において当該施設が混合酸化物燃料を使用して運転した期間内に発電されたメガワット時を単位とする電力量を表す数に、当該施設の原子炉に装荷されている燃料のうち混合酸化物燃料の重量をトンを単位として表した数を当該施設に設置されている原子炉に装荷されている燃料の総重量をトンを単位として表した数で除して得た数（以下「混合酸化物燃料の装荷割合」という。）を乗じて得た数をいう。）を表す数（ただし、前会計年度に使用が開始された場合は、一中のただし書により算定した数に、前会計年度の末日における混合酸化物燃料の装荷割合を乗じて得た数とする。）

三　cは、別表第一の原子力発電供用施設の種類の欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の出力の欄に掲げる数を千で除して得た数

四　dは、前々会計年度の期間を日を単位として表した数に二十四を乗じて得た数

五　eは、〇・八一

六　原子力発電施設（機構が設置するものを除く。）が前々会計年度において施設の安全性を確保するために運転を停止し、又は出力を低下させて運転した場合（当該年度においてあらかじめ計画されていたもの（災害その他の理由により当該年度の前年度から継続して運転を停止したもの又は出力を低下させて運転したものを除く。）を除く。）は、運転停止期間又は出力低下期間も平常時と同等に運転していたものとみなして、次の算式により算定した数をaに加えるものとする。ただし、みなし発電電力量は、次の算式のAの数にBの数及び二十四を乗じて得た数に〇・八一を乗じて得た数を上限とする。

A×（B－C）×24－D＋E－F

Aは、前々会計年度における当該原子力発電施設の出力（その出力の変更について電事法第九条第一項又は第二項の規定による届出がされたものであって、当該原子力発電施設の損傷等により、一時的に出力が低下するものにあっては、当該届出前の出力）をメガワットを単位として表した数

Bは、前々会計年度の期間を日を単位として表した数（前々会計年度の会計年度中に当該原子力発電施設が初めて運転を開始した場合にあっては、当該運転の開始の日から前々会計年度の会計年度末までの期間を日を単位として表した数）

Cは、前々会計年度における当該原子力発電施設に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第四条第一項の規定に基づき届け出られた運転計画に記載された計画的な運転停止期間、電事法第五十四条第一項の規定により経済産業大臣が行う検査による運転停止期間（電事法施行規則第九十三条の二第一項の規定に基づいて定める検査実施要領書に記載された検査を実施する時期の最終期日以降の期間を除く。）及び経済産業大臣が運転を再開して差し支えないことを確認した場合であって当該確認をした日から三月を経過した日から運転を再開した日の前日までの期間を日を単位として表した数（ただし、災害その他の理由により前々会計年度の全期間において運転を停止していた場合にあっては、零とする。）

Dは、前々会計年度における当該原子力発電施設において発電されたメガワット時を単位とする発電電力量を表した数

Eは、当該原子力発電施設が定格熱出力一定運転を行い、定格出力を超える状態で運転を行っている場合において、前々会計年度に定格出力を超える状態で運転を行った期間に発電されたメガワット時を単位とする発電電力量を表す数から当該期間を時を単位として表した数に前々会計年度における定格出力をメガワットを単位として表した数を乗じて得た数を減じて得た数

Fは、当該原子力発電施設が定格熱出力一定運転を行い、定格出力に満たない状態で運転を行っている場合において、前々会計年度に定格出力を低下させて運転した期間（安全性を確保するための出力低下期間を除く。）を時を単位として表した数に前々会計年度における定格出力をメガワットを単位として表した数を乗じて得た数から当該期間に発電されたメガワット時を単位とする発電電力量を表す数を減じて得た数

七　原子力発電施設（機構が設置するものを除く。）のうち混合酸化物燃料を使用するものにあっては、六中の算式により算定した数に混合酸化物燃料の装荷割合を乗じて得た数をbに加えるものとする。

**別表第十七**（第十三条関係）

| 原子力発電密接関連施設の種類 | | 交付限度額 |
|---|---|---|
| 使用済燃料の再処理施設 | 一　二及び三以外の使用済燃料の再処理施設 | 次の算式により算定した金額<br>a×b |
| | 二　再処理施設を構成する高レベル放射性廃棄物ガラス固化体貯蔵管理施設 | 次の算式により算定した金額<br>c×d |
| | 三　再処理施設を構成する低レベル放射性廃棄物貯蔵管理施設 | 次の算式により算定した金額<br>e×f |
| 混合酸化物燃料の加工施設 | | 次の算式により算定した金額<br>g×h |